

## **[事案 30-85] 新契約無効請求**

・平成 31 年 2 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人からの依頼による名義貸し契約であることを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 30 年 3 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効としてほしい。

- (1)本契約は、募集人から「名義を貸してほしい」と言われ、募集人から保険料相当額を受け取って契約したものであり、契約する意思はなかった。
- (2)本契約を終了するにあたり、保険会社が名義貸し契約であることを認めず、解約手続きをするよう求められることには納得できない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人が主張するような言動はしていない。
- (2)契約の終了理由が何であろうと、名目が変わるだけに過ぎない。また、仮に申立人の主張するとおりであるとすると、申立人は保険料を一切負担していないことになるので、申立人に返還すべき金銭はない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本契約を無効とすることは認められないが、本契約が名義貸し契約であった可能性は否定できないこと等から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。